審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　県土整備部都市計画課

法令名	土地区画整理法	法令番号	昭和２９年法律１１９号
手続名	土地区画整理組合設立の認可	根拠条項	第１４条第１項

審査基準

1　申請手続きが法令に違反していないこと。

2　定款又は事業計画の決定手続き又は内容が法令に違反していないこと。

3　市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていないこと。

4　土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分であること。

5　都市計画法第７条第１項の市街地調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第４条第１２項に規定する開発行為が同法第３４条各号の一に該当すると認められること。

受付機関	各市町	処理機関	都市計画課	交付機関	都市計画課	標準処理期間　９０日 標準経由期間　２０日	目次№	5